

和歌山労働局

申請前チェックリスト(令和7年度)

事業場名

記入者名

確認日

令和

年

月

日

申請時に以下の項目に全て該当、了承することをご確認ください。 交付申請時にご提出ください。

○をつけてください

事業場について	1	事業場内最低賃金の労働者の中には、雇入れ後6か月経過した労働者(同居の親族以外)が1人以上いる。	該当する
	2	申請前6か月～状況報告提出完了までの間、全労働者において、解雇(退職勧奨含む)および賃下げをしない。	了承する
	3	申請前1年以内に労働関係法令に違反し、是正勧告や司法処分等を受けた実績はない。	該当する
	4	事業場の移転予定はない。	該当する
	5	労働保険の未納はない。	該当する
賃金引上げ計画について	6	所定労働時間、所定労働日数を減少させることなく、対象人数を、希望コースの金額以上引き上げられる。	該当する
	7	月給制労働者も、時給換算するために、月平均所定労働時間を明確にすることができる。	了承する
	8	交付申請後、実績報告までに、引き上げた事業場内最低賃金額を、就業規則等に定める必要がある。	了承する
	9	対象事業場の全労働者の賃金が、引上げ後の事業場内最低賃金を下回らない必要がある。	了承する
業務改善計画について	10	業務改善計画は、原則、令和8年1月31日までに完結する、生産性向上、労働能率増進のための設備投資等である。	該当する
	11	価格・用途の適正化を判断する為に、二者以上の見積書(10万円未満は一者)、および購入予定品のカタログや計画前後の写真等の提出が必要である。	了承する
	12	代理人申請の場合、代理人及び代理人の所属する団体からの見積書の提出は不可である。	了承する
	13	交付決定するまで購入(納品および支払い)はできない。	了承する
	14	業務改善計画の金額や購入物品等が変更となった場合、あらかじめ(発注・契約前)事業計画変更申請書(様式第3号)の提出、又は、再申請が必要である。また、事業計画変更申請書を提出した場合でも、様式第4号-1における承認の決定(最長1か月の審査が必要)までは、業務改善計画(納品・設置・支払いのいずれも)を進めることができない。上記要件を満たさない事業計画変更は、交付決定の取消しとなる。変更になる場合は、速やかに雇用環境・均等室へ相談を行う必要がある。	了承する
	15	予定の期間内(事業実施計画書の事業完了予定日まで)に事業が完了できないと見込まれる場合は、変更期間に関わらず、事業完了予定期日変更報告書(様式第7号)の提出が必要である。また、完了期日が大幅に遅れる場合は、一旦申請を取下げ、再申請する必要がある。	了承する
その他	16	実績報告時に「費用の振込み記録が客観的に分かる書類」(預金通帳、総勘定元帳、現金出納帳等)の提出が必要である。	了承する
	17	申請後に実地調査、購入予定業者へ見積内容の照会を行う場合がある。	了承する
	18	申請書類の不足及び不備による審査期間の長期化が見込まれる場合には、申請後1か月を目安とし、申請の取下げの要請又は不交付決定を行う。	了承する
	19	不正受給が発覚した場合、事業場名の公表に同意を行う。	了承する